

輸出国事前調査について

(カナダ)

1. 調査期間等

- (1) 時期: 2010年2月
- (2) 内容: カナダにおける組換え DNA 技術応用食品の制度調査
- (3) 対象: カナダ農業・農産食品省、カナダ食品検査庁、カナダ保健省、カナダ穀物委員会、その他関連団体

2. 調査結果(概要)

(1) カナダ政府の組織構造及び所掌業務(組換え DNA 技術関係)

① カナダ農務・農産食品省 (Agriculture and Agri-Food Canada : AAFC)

業の振興を担当。業界の要望をサポートする役割を持つ他、研究施設も有し、新品種の開発研究を行っている。規制当局ではない。

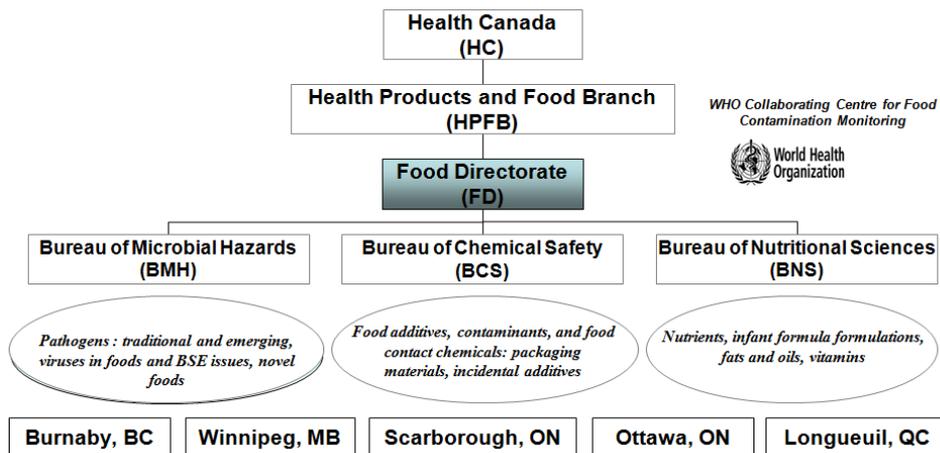
② カナダ食品検査庁 (Canadian Food Inspection Agency : CFIA)

科学的根拠に基づいた食品規制の執行組織であり、国内の植物資源、家畜から輸入品に至る食品分野のリスク管理を担当している。職員数約 7,000 名、4 地域に 18 の地域事務所、185 のフィールドオフィス、14 の試験場を有し地方レベルまでを管轄。農務・農産食品大臣に対する報告義務も有する。

カナダにおける食品の回収も担当する。食品回収は、業界主導で実施されるが、CFIA の“Food Safety and Recall”が担当部署として、情報発信を行うと共に回収の完了までを確認する。さらに、FIORP (the Food borne Illness Outbreak Response Protocol) に従い、州や連邦政府の調査を実施している。

③ カナダ保健省 (Health Canada : HC)

カナダ国民の健康と安全に関する政策立案の責務を有し、食品の安全性や品質に関する基準・ガイドラインの設定、組換え DNA 技術応用食品の安全性審査や Novel Food (全く食経験の無い食品) に関する上市前の認可などを実施し、食品分野のリスク評価を担当する組織。CFIA の食品検査の有効性評価も実施している。また、効能が絡む食品表示分野も担当 (組織図参照)。

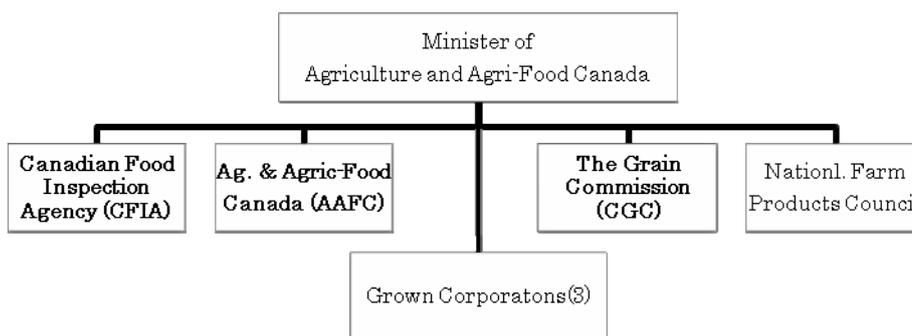


カナダ保健省(食品部門)組織図

④カナダ穀物委員会(Canadian Grain Commission: CGC)

カナダ穀物法に基づき、1912年に設立された機関で、職員数は700名。市場からは独立した組織であり、カナダ産の21種類の公認穀物について、規制管理や品質研究の他、輸出貨物の品質・安全性・重量に関する公式認証を担当。農務・農産食品大臣に対しての報告義務を有する。

また、穀物研究所(GRL)を有し、品質保証のための科学的・技術的支援の提供に取り組むと共に、積荷物の品種、品質、安全性に係る市場までの監視を担当(組織図参照)。



カナダ農務・農産食品関係組織図

(2)カナダの食品衛生関係法令(全般)

①Food and Drugs Act(食品・医薬品法)

食品、医薬品、化粧品及び治療器具に関する法律

②Canada Agricultural Products Act(カナダ農産物法)

輸入、輸出及び州間取引における農産物の市販を規則し、農産物の国内標準及び格付、農産物の検査及び格付評価、事業所の登録並びに事業所に適用される標準について規定する法律

③Health of Animals Act(動物衛生法)

動物に影響を与える可能性のある、又は動物から人間へ伝染する可能性のある疾患及び有毒物質に関する、並びに動物の保護に関する法律

④Meat Inspection Act(食肉検査法)

食肉製品の輸入、輸出及び州間取引、事業所の登録、登録事業所における動物及び食肉製品の検査、登録事業所に関する標準、並びに登録事業所ですとつされる動物及び製造される食肉製品に関する標準に関する法律

⑤Fish Inspection Act(魚介類検査法)

魚介類及び海洋植物の検査に関する法律

⑥Consumer Packaging and Labelling Act(消費者包装表示法)

包装済み製品及び特定の他の製品の包装、表示、販売、輸入及び広告に関する法律

⑦Canadian Food Inspection Agency Act(カナダ食品検査庁法)

カナダ食品検査庁を設立し、結果として他の法律を改正及び廃止する法律

⑧Feeds Act(飼料法)

飼料の安全性を管理、規制する法律

⑨Canada Grain Act(穀物法)

穀類の安全性に関する法律

⑩Seeds Act(種子法)

種子の試験、検査、品質及び安全に関する法律

(3)輸出食品に関する特別法規又は制度

- ①カナダ産ロブスターの対日輸出に関する貝毒管理プログラム
食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の免除プログラム

(4)組み換え DNA 技術応用食品の衛生管理

- ①遺伝子組換え食品/飼料に関する安全性確認手続きについて
- ・食品、飼料ともに OECD や IPPR の考え方に準拠した規制を構築しているが、“Novelty”というカナダ独自の考え方にに基づき、上市前の確認を実施。この確認には GM のみでなく、突然変異や育種により新規形質を獲得したもの含まれる。
 - ・安全性評価は、製品単位となっており、食品では HC の Food Directorate が食

品医薬品法に基づき Novel Food として、飼料では CFIA が飼料法に基づき Novel Feed の一つとして、それぞれ安全性確認を実施。

- ・一度安全性が確認された食品/飼料の再評価は行われず、製品の取り消しは行われませんが、種子法に基づく組換え DNA 技術応用作物の「登録」が取り消されることはあり得る。

②組換え DNA 技術応用作物の栽培に関する拡散防止措置

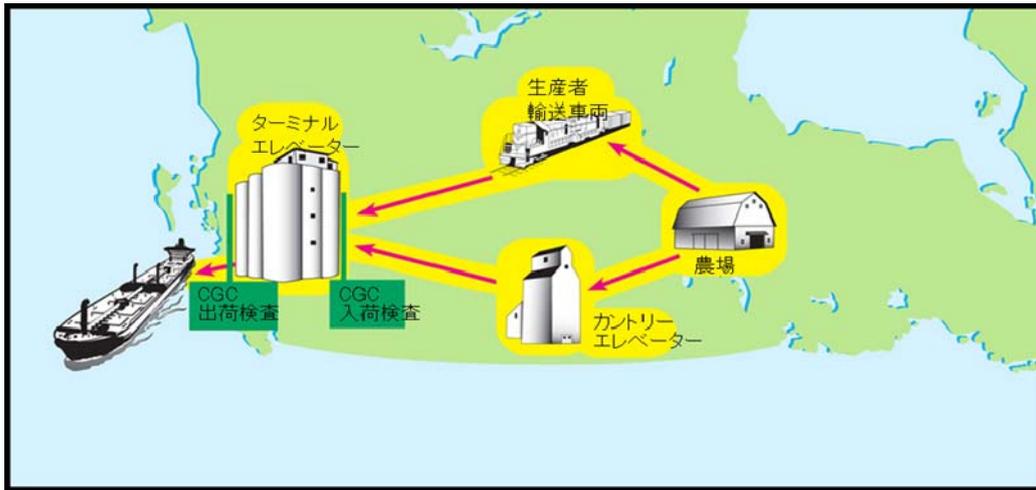
- ・非開放系及び開放系での栽培試験による環境影響評価を実施。
- ・非開放試験は作物自体の研究・調査が目的であり、開放系試験は上市前における、作物の環境影響の調査実施が目的。
- ・試験種子は、焼却等の方法で不活化処理が行われており、栽培試験に関連する規制の順守状況は、CFIA 検査官が監視、記録を保管。

③遺伝子組換え作物の栽培に係る管理体制(種子プログラム)

- ・種子プログラムは、高品質な原種の確保を目的として、種子法、カナダ農産物法に基づき、CFIA 種子部門、オタワにある種子研究所、全国 18 ヶ所の監視事務所により実施される。
- ・CFIA 種子部門が品種登録や規制、管理プログラム等の作成を行い、順守状況を検査員が確認。種子生産者協会(CSGA)及び種子研究所(CSI)が直接の監視対象となる。
- ・品種の格付けも行っており、格付種子は Certified Seed として証明書が添付される。一つの品種には Certified Seed(格付種子)、Breeder(原原種)、Select Foundation(原種)、Registered(登録種子)、Certified Status(保証種子;農家の多くが購入する種子))と様々なランクが存在する。さらにし、農家が播種する種子は、Certified Seed 又は Common Seed に分けられる。Common Seed には農家が自家収穫した栽培種子も含まれるが、純粋性が保証されず品種証明は不可能となっている。

(5)輸出用遺伝子組み換え食品/飼料の流通管理体制

カナダで収穫された穀物は、カントリーエレベーター等を経由し、輸送車両(鉄道)により、ターミナルエレベーターに入荷される。日本への輸出作物は、太平洋側のバンクーバー港を経由する。(下図参照)



①カントリーエレベーターにおける管理について

調査を実施したマニトバ州カントリーエレベーターでは、取扱いの大半が小麦、オート麦、カノーラであり、亜麻及びダイズは少量。サイロビン毎に作物を専用化すると共に、出荷毎のビン清掃を実施し、穀物間のコンタミネーションを防止。

農家はカントリーエレベーター搬入前にサンプルを提出する他、穀物の納入時にもサンプリングが行われ、品質項目（萎縮率、水分、挟雑物等）の確認が行われている。なお、当該サンプルは貨物が目的地に到着後 90 日間保管される規定となっており、農家とサイロビンの関係もコンピュータにより管理される

エレベーターからは鉄道貨車で出荷される。出荷の際に、CGC が認定した格付け会社が格付けを行い、これにより、食用、肥飼料用の区別がなされる。

②収穫物に係るサーベイプログラムについて

農家の収穫物は、CGCが代表サンプルを収集、構成成分及び有害物質の分析を実施し、結果を穀物バイヤーに説明。ただし、組換え DNA 技術応用食品に係る検査は、CFIA の種子管理に基づき確認済み種子が播種されるため、この管理プログラムの対象外。

③ターミナルエレベーターにおける管理について

全ての穀物、全てのコンテナを対象として、ターミナルエレベーター入荷時及び出荷時にCGCの検査官による検査が実施されている。これは、ターミナルエレベーターの設置認可に係る条件となっており、検査は輸出相手国の基準に則って行われる。

3. 参考法令(URL リンク)

- Food and Drugs Act(食品・医薬品法)
<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/F-27/>
- Canada Agricultural Products Act(カナダ農産物法)
<http://lois-laws.justice.gc.ca/eng/acts/C-0.4/>
- Health of Animals Act(動物衛生法)
<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/H-3.3/page-1.html#s-2>.
- Meat Inspection Act(食肉検査法)
<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/M-3.2/page-1.html#docCont>
- Fish Inspection Act(魚介類検査法)
<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/F-12/page-1.html#s-1>.
- Consumer Packaging and Labelling Act(消費者包装表示法)
<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-38/page-1.html#s-1>.
- Canadian Food Inspection Agency Act(カナダ食品検査庁法)
<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/C-16.5/page-1.html#docCont>
- Feeds Act(飼料法)
<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/F-9/page-1.html#s-2>.
- Canada Grain Act(穀物法)
<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/G-10/page-1.html#s-2>.
- Seeds Act(種子法)
<http://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/S-8/page-1.html#docCont>

以上